

設備管理業務



設備管理業務はエキスパートスタッフが中心となりエネルギー（電気・ガス等）・給排水のライフラインや空調・消防設備 等々…

日常の点検や定期的なメンテナンスの他、異常の早期発見、

緊急時の対応などを迅速・確実な体制で実施し改善提案・改修工事・管理により施設の資産価値の維持向上やロングライフ化をサポートいたします。設備が壊れたら直す、常に部品の定期交換をするのではなく、定期的な運転状態を計測記録し、その結果から故障や異常の前触れを察知して修理復元を行います。



施設保全

運転保守管理



- ◇電気設備管理
- ◇空調・熱源設備管理
- ◇給排水設備管理
- ◇消防設備管理
- ◇昇降機設備管理
- ◇その他設備の日常巡視管理

定期保守管理



- ◇受変電設備精密点検
- ◇冷凍機・ボイラー整備
- ◇消防設備法定点検
- ◇昇降機設備点検・整備
- ◇非常用発電機点検
- ◇特殊建築物定期点検
- ◇建築設備定期点検
- ◇その他設備の法定点検



株式会社 ナショナルメンテナンス

〒522-0236 滋賀県彦根市犬方町790番地 TEL:(0749)28-7300(代) FAX:(0749)28-7310

無料相談

受付時間：月～金曜日 / 9:00～18:00

0120-241-202

お気軽にお問合せください。

F1

電気保安業務

施設保全

弊社は経済産業省より
《電気保安法人》
資格を取得！



これまで保安協会や管理技術者が
行ってきた電気主任技術者業務を
実施できるようになりました。

電気管理部(電気保安法人)の業務

点検

巡回点検・定期点検・工事
期間中の点検・臨時点検



教育

電気相談・従業員さまの
保安教育



安全 安心

手続き

提出書類作成、届出手続き、
立入検査立会



ご提案

新設・変更工事時提案、省エネ・
省CO₂提案、中長期修繕計画の
ご提案・予防保全提案

応急体制

事故時・故障時の応急対応と早期
復旧、事故時の官庁連絡・報告



株式会社 ナショナルメンテナンス

〒522-0236 滋賀県彦根市犬方町790番地 TEL:(0749)28-7300(代) FAX:(0749)28-7310

無料
相談

受付時間：月～金曜日 / 9:00～18:00

0120-241-202

お気軽にお問合せください。

給水栓自動化



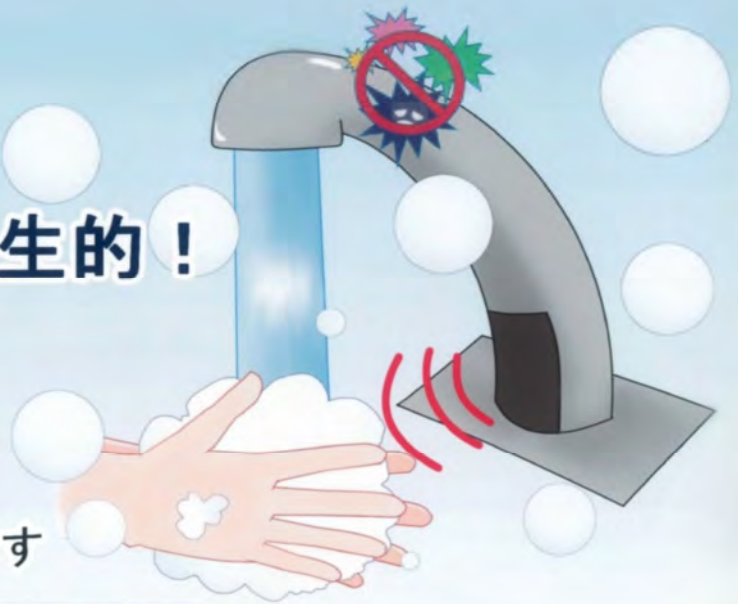
施設保全

感染拡大を防ぐために 事前対策!

水栓の自動化で衛生的!

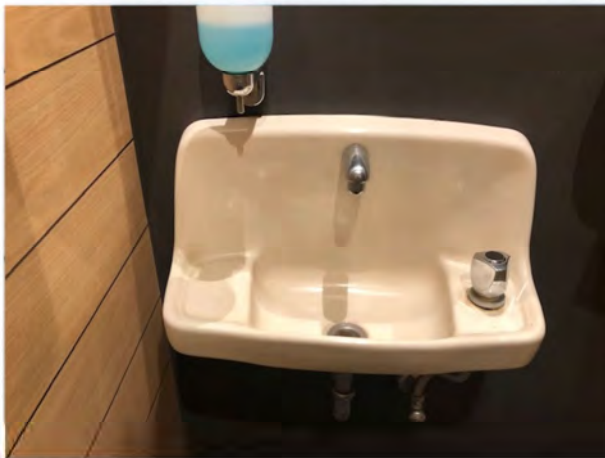
特徴

- 1 大掛かりな工事は不要
- 2 電池式・電気式から選べます



導入事例

工事前



工事後



など実績が多数あります

料金 (税込) PRICE

施工費 (材工共) … 132,000円～

※この他にも給水栓部分のみ等、様々なタイプをご用意しております。
詳しくは担当までご相談くださいませ。



株式会社 ナショナルメンテナンス

〒522-0236 滋賀県彦根市犬方町790番地 TEL:(0749)28-7300(代) FAX:(0749)28-7310

無料
相談

受付時間：月～金曜日 / 9:00～18:00

0120-241-202

お気軽にお問合せください。

F3

体温計測・顔認証 AIカメラ

施設保全

表面温度を瞬時に計測
AI顔認証による人の管理も可能！

アクセスコントロール & サーマルAIカメラ

※表面温度分布を測定する機器です。体温計等の医療機器ではありません。



計測時モニタ画像



新製品



表面温度を瞬時に計測

AI顔認証による人の管理の可能

AI（人工知能）により測定ポイント（人物の顔）を正確に捉える事が可能です。
異常を検知した場合は、画像アラートにより即座に通知します。
病院や公共施設、ホテル、オフィスなどの多くの人が集まる場所の入口にお勧めです。

お客様の声

彦根市内保育園

手に持つことなく顔を近づけるとセンサーで一瞬に検温できるところがとっても便利！あと持ち運びもできて他の場所でも使えるのも便利！



料金（税込） PRICE

242,000円～

※卓上スタンド、フロアスタンドは別途となります。

株式会社 ナショナルメンテナンス

〒522-0236 滋賀県彦根市犬方町790番地 TEL:(0749)28-7300(代) FAX:(0749)28-7310

無料相談

受付時間：月～金曜日 / 9:00～18:00

0120-241-202

お気軽にお問合せください。

駐車場改修各種



施設保全

ラインが消えてる...

穴ぼこにカートが...

車止めが外れた...

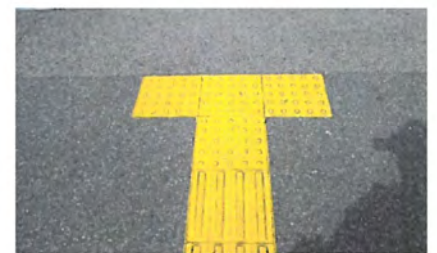
ライン



文字



矢印



車止め



形状記憶型弾性樹脂モルタル材

タイトルビー

Tight Ruby

想像を超える
粘弾性と耐久性

タイトルビー工法は、タフネス・テナシティに優れた特殊配合材を常温重合型のタイトルビー樹脂(メタクリル樹脂)からなる樹脂モルタルの総称で重合硬化により強靱な樹脂モルタルを形成し舗装面に打設することにより摩耗や劣化を防止し、耐久性を向上させる工法です。

硬化が早い 柔軟性がある 強靱である

摩耗や劣化を防止し、耐久性を向上させる新工法

施工手順

交通規制 準備工 (封鎖)	プライマー 塗布	レジン モルタル 塗布	レジン モルタル 敷き均し	レジン モルタル 表面仕上げ	養生	交通開放
---------------------	-------------	-------------------	---------------------	----------------------	----	------

実績写真

タイトルビーキット
小規模工事用に特にお得に
キット化したものもございます。

様々なご要望にお応えします

※ご見積もりは担当の設備従事者へ問い合わせください。

～法改正による義務化された点検～ 特定建築物及び建築設備点検

建築基準法第12条に定められた定期報告書は、一定の要件を超える建物に対して定期的な調査・検査を行い、その結果を報告する制度で所有者に義務付けられています。これは建物の安全性・適法性を維持することを目的としております。

定期報告の対象となる建築物・昇降機・防火設備【政令指定】

※ 建築設備については、政令では指定しない。

A. 建築物 ^{※1}	対象用途	対象用途の位置・規模 ^{※2} (いずれかに該当するもの)
劇場、映画館、演芸場		①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの
観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場		①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階にあるもの
病院、有床診療所、旅館、ホテル、就寝用福祉施設(別紙)		①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上であるもの ^{※3} ③地階にあるもの
体育館、博物館、美術館、図書館、ホール、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(※1いずれも学校に附属するものを除く)		①3階以上の階にあるもの ②床面積が2,000㎡以上であるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗		①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が500㎡以上であるもの ③床面積が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの

※1: 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。 ※2: 該当する用途部分の床面積が、100㎡超のものに限る。 ※3: 病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設があるものに限る。

	対象	例外
B. 昇降機	○エレベーター ○エスカレーター ○小荷物専用昇降機(フロアタイプ)	・住戸内のみを昇降する昇降機 ・工場等に設置されている専用エレベーター (労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーター)
C. 防火設備 (防火扉、防火シャッター)	○上記Aの建築物の防火設備 ○病院、有床診療所又は就寝用福祉施設 ^{※3} の防火設備	・常時閉鎖式 ^{※4} の防火設備 ・防火ダンパー ・外壁開口部の防火設備
D. 準用工作物	○観光用エレベーター・エスカレーター ○コースター等の高架の遊戯施設 ○メリーゴーラウンド、観覧車等の原動機による回転運動をする遊戯施設	

※3: 該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上のもの
※4: 普段は閉鎖された状態となっており、開放しても自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの

特定建築物の調査

対象箇所	内容
敷地・地盤	囲い等の亀裂や膨らみはないか、地盤沈下はないかのほか、雨水排水状況は良好かなど
建築物の外部	コンクリートのひび割れはないか、鉄筋露出を伴う爆裂等はないか。 タイルの浮き等、塗装の塗膜状態に問題はないかなど
屋上・屋根	屋根仕上げ材の不具合や雨漏りの原因となりそうな劣化はないかなど
建築物の内部	防火上の区画や、不燃性能が必要な仕上げ材が劣化、破損していないかなど
避難施設等	バルコニー、階段等について、避難器具の操作や避難経路の障害となるような物はないかなど
その他	免震装置や避雷設備などに異常はないかなど

特定建築物点検は3年、
建築設備点検は毎年ごと
に実施・報告となってい
ます。

建築設備の点検

対象箇所	内容
機械換気設備	給気口や排気口の設置位置や換気量などに問題はないか、 運転状況に異常はないかなど
機械排煙設備	排煙する区画面積に対して排煙量などに問題はないか 運転状況に異常はないかなど
非常用照明装置	非常用照明が問題なく点灯するか、規定の明るさがあるか どうかなど
給排水設備	給排水管、受水槽、給水ポンプなどに腐食や損傷、水漏れ はないか、設置状況や運転状況に異常はないかなど

有資格者の専門チームが実施します

見積り・詳細の御相談は下記まで問い合わせください

～法改正による義務化された点検～ 防火シャッター・防火ドア点検



施設保全

建築基準法改正により
**防火設備(防火シャッター・防火ドア)の
定期検査・報告が義務化されました。**

【2014年6月4日公布、2016年6月1日施行】

改正された建築基準法は、報告対象の建築物について
防火設備の維持管理を定期検査し報告する制度です。
定期検査報告により必要に応じて違反是正指導等を受けます。



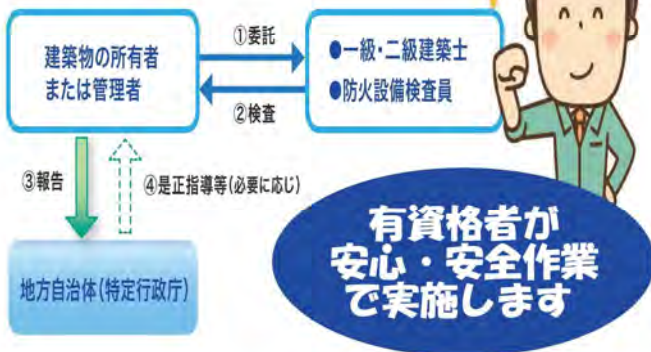
防火設備検査は、専門の資格者が行い、
地方自治体に報告しなければなりません。

検査の
方法

防火設備検査は、防火シャッターの駆動装置や動作確認まで、検査には専門知識と技術を要する必要があるため、一級・二級建築士 または新たに導入される防火設備検査員が検査することとなっています。

防火設備検査員の資格証は、国土交通大臣より交付される国家資格となります。

●検査から報告までのフロー



対象となる建築物・設備

不特定多数の者等が利用する建築物など安全性の確保を徹底すべき建築物は国が定め、それ以外の建築物等は地方自治体(特定行政庁)によって指定されます。

〈主な指定対象用途〉

○劇場、映画館、公会堂など ○病院、診療所、旅館、ホテル、など ○体育館(学校に附属しないもの)、博物館、美術館、図書館など ○ボーリング場、スケート場、水泳場など ○百貨店、マーケット、展示場、遊技場、公衆浴場、店舗など 不特定多数の者が利用する施設

〈対象防火設備〉

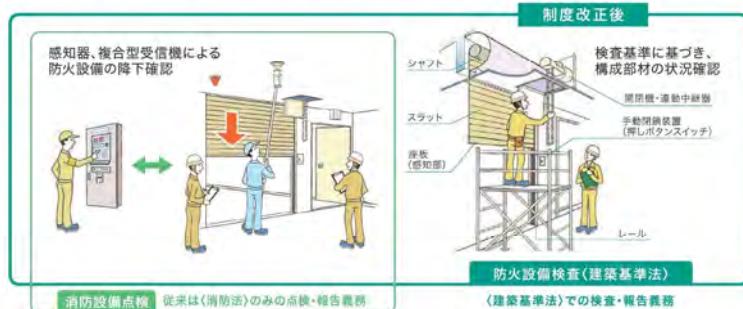
●随時閉鎖式の防火シャッター(耐火クロススクリーンを含む) ●随時閉鎖式の防火ドア

対 象	例 外
○指定対象建築物 ^{*1} の防火専用及び管理併用の防火設備	常時閉鎖式 ^{*3} の防火設備・
○病院、有床診療所または就寝用福祉施設 ^{*2} の防火設備	防火ダンパー・外壁開口部の防火設備

新しい防火設備と消防設備の両方の
維持管理が必要になります。

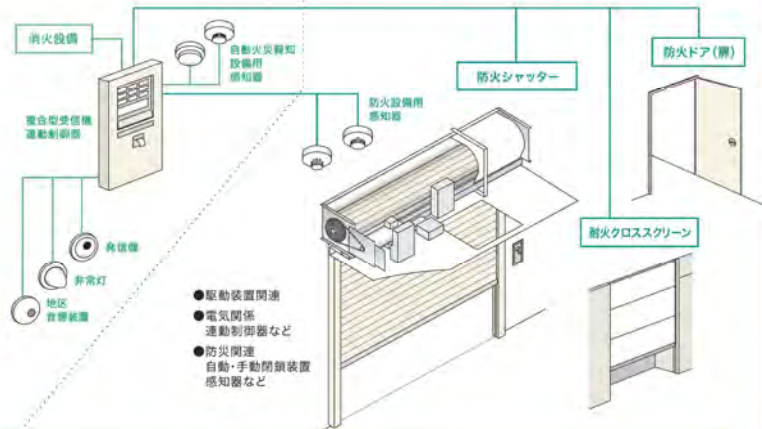
検査の
内容

従来の消防設備点検では、防火設備(ドア・シャッター)そのものの点検はしていませんでした。防火設備が正しく作動するかどうかは建築基準法の範囲になり、消防設備点検と防火設備検査の両方の報告が必要となります。



●消防設備点検と防火設備検査(新施行)の検査対象範囲

消防設備点検	消防法	防火設備検査	法規:建築基準法
役 割:警報により火災発生時の通報 点検内容:感知器及び感知器と連動する複合型受信機		役 割:火災時の避難経路確保、延焼拡大防止(防火区画) 検査内容:防火ドア、防火シャッターなどの駆動装置の検査、感知器と連動させた動作確認	



その他、シャッター・防火戸に関する相談も承ります

見積り・詳細の御相談は下記まで問い合わせください

株式会社 ナショナルメンテナンス

〒522-0236 滋賀県彦根市犬方町790 番地 TEL:(0749)28-7300(代) FAX:(0749)28-7310

無料相談 受付時間:月～金曜日/9:00～18:00
0120-241-202
お気軽にお問合せください。

F7



～法改正による義務化された点検～

非常電源設備負荷試験及び消防点検

施設保全

非常電源（自家発電）設備の法令改正

平成30年交付の総務省消防庁予防課からの通達で自家発電設備の点検について3つの方法（予防的な保全策、内部観察等の点検、負荷試験）のうち一つを選んで1年に1回実施することが義務付けられました。

負荷試験（疑似）のメリット

弊社は上記3つの方法から負荷試験（疑似）の実施をお勧めしております。点検時の停電は不要であり、また負荷試験機の小型化により搬入経路や設置スペースの確保の手間が不要となります。内部に付着した未燃焼燃料を燃焼させる点検効果もあります。



消防用設備等の定期点検

火災から人命や財産を守るため建物には消火器やスプリンクラー設備、自動火災報知設備などが設置されています。これらの設備は火災が発生した時に確実に作動しなければ意味がありません。消防用設備等を設置することが義務付けられている責任管理者（建物の所有者・管理会社等の管理者・入居者等の占有者）は定期的に消防設備点検を実施し、その結果を消防長または消防署長に報告しなければならないと定められています。



不具合があった場合の改修工事

点検や査察により消防用設備等の不具合が確認された場合には火災から人命や財産を守るためにも速やかに改修する必要があります。また消防設備にはそれぞれの対応年数や交換の目安時期が存在します。弊社では点検の際に不具合を発見した消防設備、耐用年数や交換の時期が近づいた消防設備の改修・更新を施工します。施工内容をご説明し、ご納得いただいた後の施工となります。お気軽に御相談ください。



有資格者の専門チームが実施します

見積り・詳細の御相談は下記まで問い合わせください



株式会社 ナショナルメンテナンス

〒522-0236 滋賀県彦根市犬方町790番地 TEL:(0749)28-7300(代) FAX:(0749)28-7310

無料相談

受付時間：月～金曜日 / 9:00～18:00

0120-241-202

お気軽にお問合せください。

F8

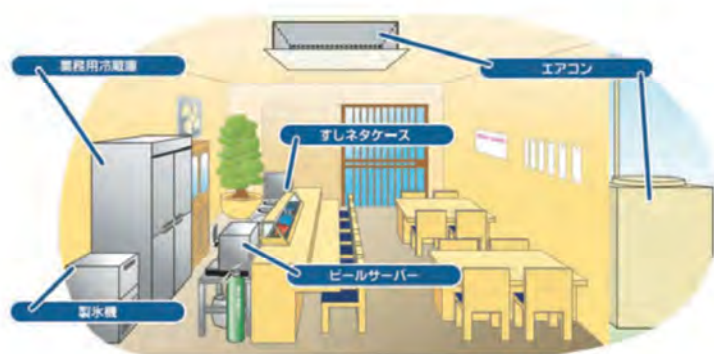
～法改正による義務化された点検～ フロン対象機器定期点検



フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)が平成27年4月から施行されます

地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類(CFC、HCFC、HFC)の排出抑制のため、業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の管理者(所有者など)には機器及びフロン類の適切な管理が義務づけられます

飲食店



スーパーマーケット



定期点検

- 第一種特定製品のうち、圧縮機に用いられる電動機の定格出力が**7.5kW以上**の機器について、**1年に1回以上**（50kW未満の空調機器は3年に1回以上）の**定期点検**を義務づけています（十分な知見を有する者が実施。）。

機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力	定期点検の頻度
7.5kW以上の冷凍冷蔵機器	1年に1回以上
50kW以上のエアコン	1年に1回以上
7.5kW以上50kW未満のエアコン	3年に1回以上

定期点検対象機器の確認は、冷凍空調機器の室外機などの銘板に記載された、「圧縮機の定格出力」や「電動機出力・圧縮機」、「呼称出力」などで確認できます。不明な場合は、カタログを確認するかメーカーに問い合わせして下さい。

有資格者の専門チームが実施します

見積り・詳細の御相談は下記まで問い合わせください

ロープアクセス技術

施設保全

高層建物 特殊補修技術

ロープアクセス技術
(レスキュー隊同様の技術)

高層建物及び足場不可
建物にて安全且つ高機
動で接近・接触します
この技術はプランコ技
術(ガラス清掃)とは
異なり高い安全性を備
えております。メイン
ロープとバックアップ
ロープで技術者の身体
を保持しながら2名以
上の技術者でチーム編
成し作業を行います。
ロープの支点さえあれ
ば、あらゆる場所で作
業が可能となります。



費用削減

足場代0円 人件費削減

工期短縮

足場の組立・解体分不要
ゴンドラより高機動

環境保全

足場垂れ幕によるリスク
(風・日当たり等)なし

施工実績例

- 外壁打診調査
- 外壁洗浄
- 外壁塗装
- 外壁シーリング作業
- 外壁タイル補修
- がれき撤去(台風被害)
- 外壁簡易補修
- 看板点検・撤去
- 屋上防水工事
- 等々



様々なご要望にお応えします

※ご見積もりは担当の設備従事者へ問い合わせください。



株式会社 ナショナルメンテナンス

〒522-0236 滋賀県彦根市犬方町790番地 TEL:(0749)28-7300(代) FAX:(0749)28-7310

無料
相談

受付時間:月~金曜日/9:00~18:00

0120-241-202

お気軽にお問い合わせください。

補助金申請各種



施設保全

設備更新をお考えの事業者様へ

補助金活用で設備更新を検討しませんか？

LEDへのリニューアルは済んでいますか？

大手メーカー
生産終了



交換用ランプの入手が困難になります。

LED更新に活用できる補助金について

滋賀県省エネ設備導入加速化事業補助金

補助対象者	滋賀県内に事業所を有する中小企業者等
補助対象経費	本工事費、付帯工事費、機械器具費
補助金額	補助対象経費の1/3以内、1件あたり100万円を限度

長期間エアコンを使用されている皆様へ

R22冷媒
生産終了



15年以上前
の
エアコンは
R22搭載機かも

部品供給・修理が困難になります。

最新のエアコンに更新

省エネ

消費電力
約60%
削減

清潔

エアコン内部
のカビを抑制

補助金

設備投資額を
補助金活用
で削減

料金 (税込) PRICE

補助金申請込みの工事見積もりいたします。

株式会社 ナショナルメンテナンス

〒522-0236 滋賀県彦根市犬方町790 番地 TEL:(0749)28-7300(代) FAX:(0749)28-7310

無料
相談

受付時間：月～金曜日 / 9:00～18:00

0120-241-202

お気軽にお問合せください。

F 11

防犯カメラ工事

施設保全

防犯カメラで解決できます！



セキュリティ

不特定多数の人が出入りする場所には、入室記録をしっかりと残せる防犯カメラの設置がおすすめです。不審者の侵入を防ぐことはもちろん犯罪防止にも繋がります。

抑止

防犯カメラがあるとトラブルに対して絶大な抑止効果があります。監視映像が確かな証拠になりますが防犯カメラの存在自体が抑止効果をもたらします。

監視

万引きや異物混入などを防ぐためには防犯カメラで監視することが大切です。また、犯罪・トラブルの際には監視映像が重要な解決手段となります。

防犯カメラ未来予想図

4K超の
高画質カメラで
生産ラインの
ライブモニタリング！
品質管理が
合理的に

学校でも
遠隔モニタリング！
授業参加や
授業参観のツールに
使えそう！！

温度をはじめ、
各種センサー搭載
カメラで、
ハウス栽培を
リモート管理

カメラを通じて
病院や介護施設に
いる家族と毎日顔を
会わせたり、
会話をしたり♪

空飛ぶ防犯カメラが
開発されるかも

どこにでも取り付け可能な
防犯カメラができるかも！

耐久性と
センサーの向上で
害獣対策や動物の
生態系観察に
利用できる！

大規模施設では
ビッグデータを解析して
マーケティングに
応用できるかも

料金 (税込)

PRICE

自社専門チームが対応します！

一例：カメラ2台、レコーダー1台、モニター1台
(標準工事付) ... 198,000円～



株式会社 ナショナルメンテナンス

〒522-0236 滋賀県彦根市犬方町790番地 TEL:(0749)28-7300(代) FAX:(0749)28-7310

無料
相談

受付時間：月～金曜日 / 9:00～18:00

0120-241-202

お気軽にお問合せください。